

広島県立中央森林公園（フォレストヒルズガーデン地区）の今後の対応について

1 要旨

- 広島県立中央森林公園（フォレストヒルズガーデン地区）（以下「FHG」という。）については、昨年度、指定管理者の公募（管理運営期間：R 6～10 年度の5年間）を行ったところ、応募がなかったことから、令和6年度の1年間は、暫定的に、令和5年度までの指定管理者^{*}が引き続き管理運営することとした。 ※ 現指定管理者：広島国際空港㈱・㈱広島エアポートホテル共同企業体
- 併せて、令和6年度に、今後のFHG施設の最適な管理運営方法について、指定管理者制度に限らず、幅広い管理運営方法の検討を行うこととしたことから、今般、様々な業種の民間事業者に対してヒアリング調査を実施した。
- その結果、新たな管理運営方法での提案がない一方で、現行の指定管理者制度であれば、FHG施設の管理運営に参画したい意向を示す民間事業者が複数いることが明らかになったことから、当面の間（R 7～10 年度）は、指定管理者制度を継続することとし、選定に向けた手続きを開始したい。

2 調査・検討の内容

- 昨年度応募がなかった要因として、現行の指定管理者から、主たる業務のうち会議室や飲食等の利用が落ち込んでいるほか、施設の老朽化などにより将来の利用動向が見通せないとの意見があった。
- 今年度、この意見を踏まえつつ、今後の管理運営方法を検討するため、これまでの利用状況や収支、現地の状況などを提示したうえで、幅広い民間事業者を対象に、アンケート・ヒアリング調査を行った。

【民間事業者を対象にしたアンケート・ヒアリング調査の概要】

ア) 調査時期 令和6年7月～10月末

イ) 対象事業者（計27者）

宿泊事業者10者、デベロッパー6者、ゼネコン3者、造園業者2者、施設管理業者3者、スポーツ施設運営者2者、製造業1者

ウ) アンケート+ヒアリング内容

- ・ FHG施設の「強み」や「弱み」
- ・ FHG施設の想定される活用方策、サービスについて
- ・ 施設の改修・修繕に関する意向
- ・ 想定される運営期間について
- ・ 指定管理者制度での参画意欲
- ・ 指定管理者制度以外の考えられる運営方策及び参入意欲の有無 など

【アンケート・ヒアリング結果（抜粋）】

項 目	主な意見
○ FHG施設の「強み」や「弱み」について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空港からのアクセスが良いので、県外やインバウンドでの観光客を取り込める。 ・ コロナ禍後に外国人観光客数が増加していることや、旅行のトレンドが変わってきていることなどを踏まえる

	と、旅行・宿泊プラン等を創意工夫することにより、施設を大規模リニューアルしなくとも、現状のままで十分に多くの客を取り込めるポテンシャルがある。 ・周辺地域の観光スポットがない。 ・FHG施設ならではの強いイメージ感がない。 ・施設やサービスが十分に県民に周知されていない。
○ FHG施設の想定される活用方策やサービスの提供について	・ファミリー層などにも手頃で比較的安価な価格帯での利用が可能となるのであれば、管理運営にあたり、多様なプランが用意できる。 ・周辺の施設と連携した宿泊プランの提案が可能である。 ・SNSを駆使した広報により、多くの顧客が獲得可能である。
○ 施設の改修・修繕に関する意向について	・施設の維持に必要な修繕にあつては、委託料（指定管理料）を活用して優先順位をつけながらの実施が可能である。
○ 想定される運営期間について	・当面の間は現在と同様の運営期間で積極的な事業展開を行った上で、更なる先の将来に向けて展望が開けるなら、中長期的な運営にチャレンジしてみたい。
○ 指定管理者制度での参画意欲	・意欲はあり、昨年度の指定管理者の公募時に、参入への興味はあったものの、人的な体制確保ができなかったことや、現管理者以外の民間事業者が参入できる余地はないものと考え、断念していた。
○ 指定管理者制度以外の考えられる運営方策及び参入意欲の有無	・現時点では指定管理制度以外での運営についての参入は厳しいものの、管理運営実績を積み上げることにより、将来的には検討の余地はある。

3 令和7年度からの運営方針等

今般行ったヒアリング等の結果を受け、次のとおり管理運営を行うこととする。

(1) 指定管理者制度による管理運営

- 今後の管理運営方針については、ヒアリング等の内容を踏まえ、ファミリー層などにも手頃に利用できるような価格帯でのサービス提供も念頭に置きつつ、幅広い県民の利用を図る。
- 当初予定していた令和6年度から10年度までの5年間のうち、残りの4年間において、指定管理者制度での管理運営を継続することとする。
- 建物や付帯設備等についてはその性質上、継続的に稼働させておくことが望ましいとの意見もあったことから、可能な限り休止することのないよう、管理運営期間の始期は、原則として、令和7年4月1日からとする。※

(2) 最適な管理運営方策の検討

FHG施設については、残り4年間の指定管理期間中にあつても、将来を見据えた管理運営方法のあり方について、運営実績等を検証しつつ、引き続き幅広い検討を行っていく。

4 今後のスケジュール（予定）

- 指定管理者の選定手続き 令和6年11月下旬以降
- 指定管理者の指定議案の提出 令和7年2月定例会
- 指定管理者制度による運営開始 令和7年4月～

※ 開業については、準備期間として指定管理者制度による管理運営開始後3ヵ月程度要する可能性あり。

指定管理者（令和7～10年度）の募集について

1 要旨

環境県民局が所管する次の施設の指定期間が令和7年3月で満了となることから、次期指定管理者を募集する。

2 施設の概要

施設名	広島県立中央森林公園（フォレストヒルズガーデン地区）
所在地	三原市本郷町
設置目的	すぐれた自然環境にある森林を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって県民の保健、休養及び福祉に資する。 【平成14年開設】
規模	面積4.5ha
主要施設	多目的ホール棟、セミナーハウス、コテージ、テニスコート等
年間利用者数	17,298人（R3） 26,275人（R4） 27,002人（R5）

3 指定管理者の募集

指定期間	令和7年4月1日から令和11年3月31日まで（4年間）
管理費用 基準額	215,256千円（4年間：上限）
募集要項の 配布期間	令和6年11月25日（月）から令和7年1月8日（水）まで
申請の 受付期間	令和6年12月20日（金）から令和7年1月8日（水）まで
募集要項の 問合せ先	環境県民局自然環境課 電話：082-513-2931（ダイヤルイン）